

4月から 後期高齢者医療保険料率などが変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律により後期高齢者医療広域連合が2年に1度見直すこととされています。

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018



令和2・3年度保険料率改定のポイント

- ① 所得割率、均等割額のいずれも引き上げ
- ② 賦課限度額が引き上げ
- ③ 均等割の軽減対象となる基準が拡大

保険料の計算

$$\text{1年間の保険料 (限度額 64万円※1)} = \text{所得割 (所得に応じた負担) 賦課のもととなる所得} \times 8.9\% \text{ (※2)} + \text{均等割 (定額負担) 47,800円(※3) 所得に応じた軽減があります (7.75割、7割、5割、2割軽減の4区分)}$$

- 賦課のもととなる所得とは、総所得から基礎控除 33万円を引いたもの
- 令和元年度は (※1) 62万円 (※2) 8.1% (※3) 45,000円

均等割の軽減措置と変更点

世代間の公平を図り、後期高齢者医療制度を持続していくため、軽減特例が見直されます。また、経済動向などを踏まえ、世帯の総所得に応じた区分ごとの軽減基準額が変更されます。

		軽減割合			
		世帯 (被保険者と世帯主) の合計所得			
令和元年度	8.5割	8割	5割	2割	
	33万円以下	33万円以下の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他所得なし)	(33万円 + 28万円 × 世帯の被保険者数) 以下	(33万円 + 51万円 × 世帯の被保険者数) 以下	



		7.75割	7割	5割	2割
令和2年度	33万円以下	33万円以下の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他所得なし)	(33万円 + 28.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下	(33万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数) 以下	
変更点	軽減割合 8.5割 → 7.75割	軽減割合 8割 → 7割	被保険者1人当たりの軽減基準額 28万円 → 28.5万円	被保険者1人当たりの軽減基準額 51万円 → 52万円	

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額は軽減判定の対象になります

※65歳以上の人の公的年金所得は、公的年金の収入額から公的年金控除と高齢者特別控除15万円を差し引いて軽減判定します

※本年度の保険料の決定通知書は、7月中旬にお知らせします

■制度に関する問い合わせ 福井県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0776・54・6330

4月から 国民健康保険税の税率などが変わります

国民健康保険制度は、平成30年度から県と市町が共同で財政運営を行っています。今回の税率改定は、県が県全体の医療費などから見込んだ市町ごとの国保事業費納付金を納付するために必要となる保険税総額をもとに決定したものです。

■問い合わせ 税務課 ☎ 64・6004

国民健康保険税の内訳

$$\text{国民健康保険税} = \text{医療分 (医療費の財源)} + \text{後期支援分 (後期高齢者支援金等分)} + \text{介護分 (介護納付金分)}$$

加入者全員が対象

40歳以上65歳未満が対象

保険税率改定のポイント

- ① 医療給付費分 (医療分) については、所得割、資産割、均等割、平等割のいずれも引き上げ
- ② 後期高齢者支援金等分 (後期支援分)、介護納付金分 (介護分) については、所得割、資産割、均等割、平等割のいずれも引き下げ
- ③ 資産割は、県の国保運営方針を踏まえ、段階的に廃止
- ④ 医療分、介護分の課税限度額を引き上げ
- ⑤ 均等割、平等割の軽減対象となる基準を拡大

所得割：前年の所得に応じて算出
資産割：土地・家屋の固定資産税額に応じて算出
均等割：加入者一人につき定額
平等割：一世帯につき定額

改定前後の税率比較表

区分		所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	
全被保険者	医療分	令和元年度	4.86%	16.67%	24,100円	17,400円	610,000円
		令和2年度	5.77%	16.77%	27,700円	19,500円	630,000円
	後期支援分	令和元年度	1.85%	6.30%	9,100円	6,500円	190,000円
		令和2年度	1.78%	5.83%	8,600円	6,100円	
40歳以上 65歳未満	介護分	令和元年度	1.87%	8.13%	11,800円	5,300円	160,000円
		令和2年度	1.53%	6.91%	9,700円	4,600円	170,000円
合計		令和元年度	8.58%	31.10%	45,000円	29,200円	960,000円
		令和2年度	9.08% (+0.50%)	29.51% (▲1.59%)	46,000円 (+1,000円)	30,200円 (+1,000円)	990,000円 (+30,000円)

均等割・平等割の軽減

世帯の前年中の所得が一定基準額以下の場合「均等割」、「平等割」が軽減されます。令和2年度の地方税法改正により、軽減判定所得の基準が見直され、軽減対象となる範囲が拡大されます。

		基準となる所得金額	軽減割合		
			7割軽減	5割軽減	2割軽減
令和元年度	世帯主、被保険者の所得の合計	33万円以下		33万円 + (28万円 × 加入者数) 以下	33万円 + (51万円 × 加入者数) 以下
令和2年度				33万円 + (28.5万円 × 加入者数) 以下	33万円 + (52万円 × 加入者数) 以下

※本年度の保険税の決定通知書は、7月中旬にお知らせします